



# 電気通信機器分野における 日EUの規格・認証について

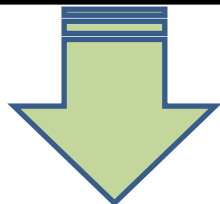
平成25年11月7日

総務省  
総合通信基盤局

# 各国の周波数割当

日本と欧米では、国際ルール上、地域区分が異なるため、同じ無線設備でも使用可能な周波数や出力制限値等が異なる場合が多い

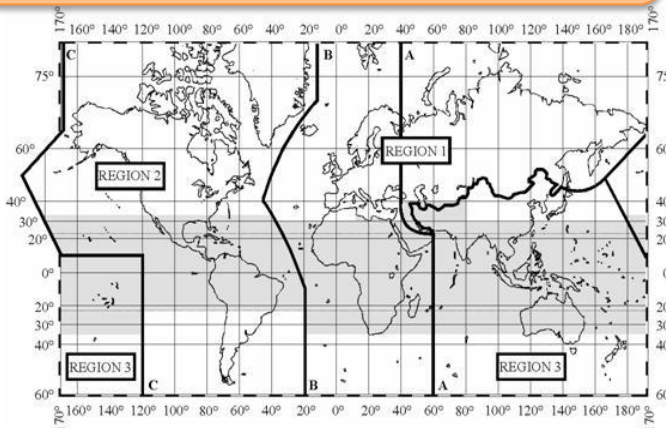
周波数の国際分配  
「無線通信規則」



周波数の国内分配  
「周波数割当計画」

国際電気通信連合 (ITU) 憲章で定める無線通信規則 (RR) により、世界を3つの地域に分け、周波数帯毎に業務の種別や出力制限値等を規定。

- 第一地域 欧州・アフリカ
- 第二地域 北米・南米
- 第三地域 アジア・オセアニア



国際分配をもとに、各国は独自に周波数の国内分配を決定。

日本でも、電波法第26条第1項に基づき、免許の申請等に資するため、割当可能な周波数、業務の種別、目的、条件等を「周波数割当計画」として規定。  
(本規程の制定及び改正に当たっては、電波監理審議会に諮問。)

周波数割当計画 (一部抜粋)

国際分配 (MHz)		
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)
2500-2520 固定 5.410 移動 (航空移動を除く。) 5.384A	2500-2520 固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球) 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A	2500-2520 固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球) 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 5.407 5.414 5.414A
5.412	5.404	5.404 5.415A
2520-2655 固定 5.410 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 放送衛星 5.413 5.416	2520-2655 固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球) 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 放送衛星 5.413 5.416	2520-2535 固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球) 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 放送衛星 5.413 5.416  5.403 5.414A 5.415A

日本での周波数利用

国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(4)	(5)	(6)	
2500-2535 J146 J147 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (宇宙から地球) J145	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信とする。	

各国は、国際分配に基づき、国土の大きさや無線設備利用の過密度、既存無線局の利用状況等を考慮し、国内分配を決定

国内分配に基づき、既存無線設備との混信を引き起こさず、かつ効率的な周波数利用が可能となるよう、技術基準を策定し、新たなシステムの導入を決定

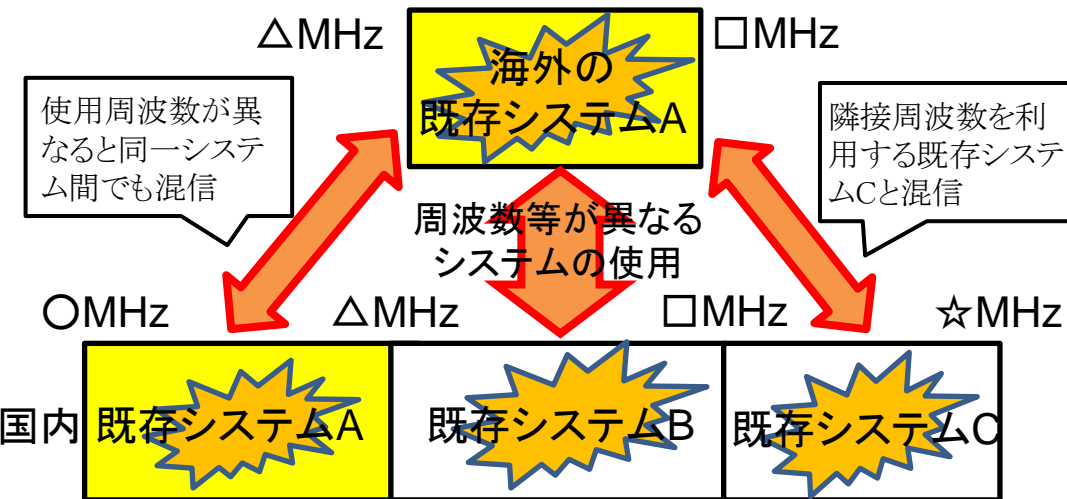
- ▶ 海外で開発された無線設備を国内で導入する場合、一般的に使用周波数や出力制限値等が異なるため、国内で使用中の**既存の無線設備**に対して、**混信を引き起こさないよう、周波数共用の検討**を行う必要がある。
- ▶ 海外の既存の無線設備であっても、周波数や出力値が異なる場合が多く、これを受け入れると、国内の既存の無線設備と混信を引き起こし、社会的・経済的に大きな混乱が生じる恐れがある。
- ▶ このため、新たにグローバルな無線設備を導入する場合は、**ITU等での国際標準化等の活動において、欧米主要国との調整が重要**であり、総務省としても、引き続き、積極的に対応して参りたい。

## 外国規格の無線機器からの混信とは・・・

1. 外国規格のコードレス電話が携帯電話基地局に混信。

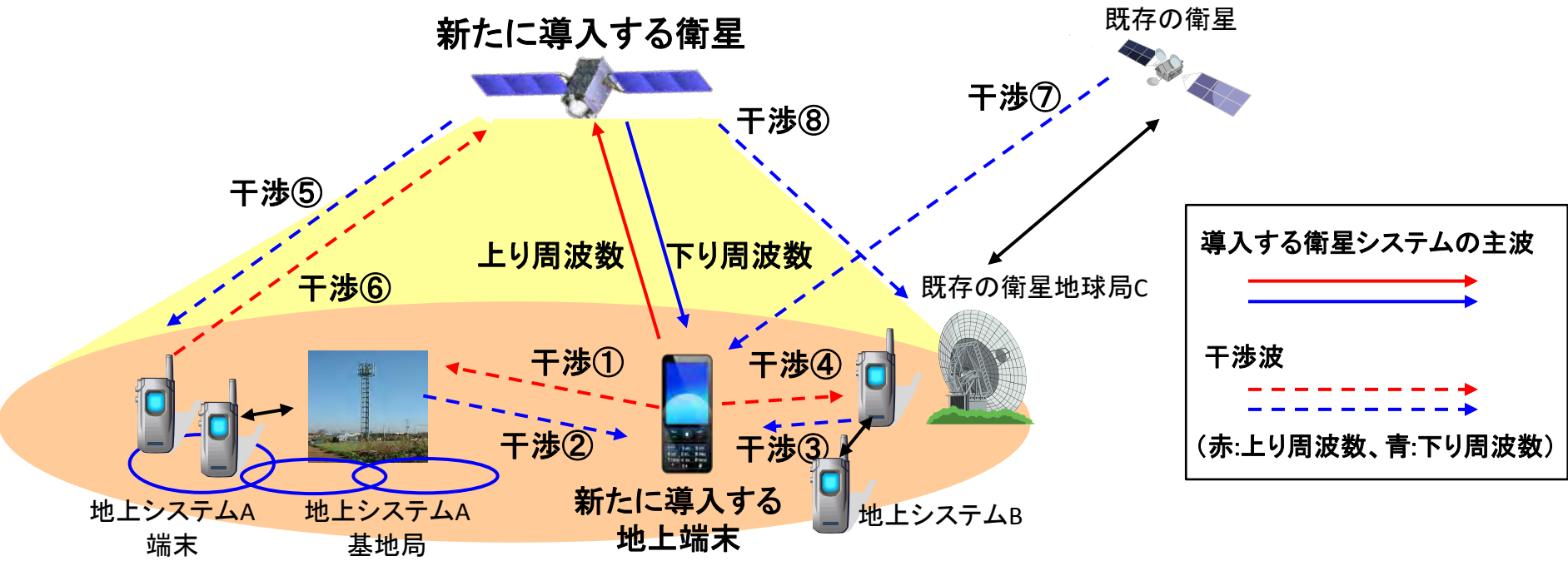


2. 外国規格のベビーモニターから発射される電波が業務用無線に混信。



# 【参考1】周波数共用のための具体的な干渉検討(例)

- 新たに導入する衛星システムが他の既存の無線システムに混信を与えないように干渉の度合いを検証し、共用可能とする技術基準を策定。
- 干渉検討をしないまま国内導入を行うと、同じ周波数帯や隣接する周波数帯を使用する既存の無線システムに混信を生じ、使用不能となる恐れ。



周波数帯

既存地上システムA 基地局	上り周波数 ↑	既存地上システムB 基地局	既存地上システムA 端末	下り周波数 ↓	既存衛星システムC
---------------	---------	---------------	--------------	---------	-----------

